

ID: 1128

担当部署: 産業観光課

処分の概要	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第37条の2第1項及び第2項、省令第11条の5の規定による。 (行政財産である特定漁港施設の貸付け)</p> <p>第37条の2 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。)その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(事業者の基準)</p> <p>第11条の5 法第37条の2第1項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。</p> <p>(2) 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。</p> <p>(3) その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。</p> <p>ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。</p> <p>ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。</p> <p>ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日